

一般社団法人つなぎ 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員が働きやすい環境をすることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年10月1日～令和8年9月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：育児休業を取得しやすい制度を周知促進するとともに、職場復帰しやすい環境を整備する。

<対策>

- 令和3年10月～ 育児介護休業規定をすべての職員が閲覧できる場所に設置し、休業制度の理解を促進する。
- 令和3年12月～ パンフレット配布や、ポスター掲示による制度の周知を図る。
育児介護終了後に職場復帰しやすい環境の整備。
- 令和6年10月～ 再度周知を図る。

目標2：産前産後休業や育児休業給付金、育休中の社会保険料の免除など、復帰後の短時間勤務など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年 4月～ 全社員を対象に、出産・子育てにともなう制度の周知を把握するためのアンケートの実施。
- 令和4年 6月～ 制度についての研修会の実施